

かわにし苑介護相談センター

指定介護予防支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 健愛会（以下「事業者」という。）が運営設置する「かわにし苑介護相談センター」（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 指定介護予防の支援の提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類または特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う等との連携に努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害させることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 事業所は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 8 前6項のほか、「福井市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」（令和3年福井市条例第11号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 かわにし苑介護相談センター
- (2)所在地 福井県福井市砂子坂町第9号5番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員・主任介護支援専門員と兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

(2) 担当職員 1名以上

担当者は指定介護予防支援の提供に当たる。

(3) 事務員 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日から1月3日は除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間、常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービス提供の開始時における留意事項

ア 指定介護予防支援サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用者(利用申込者)又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用者(利用申込者)のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書等)を交付して説明を行い、利用者(利用申込者)の同意を得るものとする。

イ 利用者(利用申込者)から担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画原案にサービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者(利用申込者)の署名を受けるものとする。

ウ あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めることとする。

(2) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行う。

(3) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

(4) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画(以下「計画」という。)を作成する。

(5) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(6) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(7) その他具体的には「田辺市指定介護予防支援等の基準等を定める条例」(平成 27 条例第 22 号) 及び関係法令に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料等)

第 7 条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準(介護報酬の告示上の額)によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

2 提供した指定介護予防支援について法定代理受領サービス以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、福井市の鶉、宮ノ下、本郷地区とする。

(苦情処理)

第 9 条 提供した指定介護予防支援又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

2 提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 10 条 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(人権擁護)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止に関する担当者	かわにし苑 施設長 米澤 正倫
-------------	-----------------

2 事業所は、指定介護予防支援の提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理）

第13条 事業所において、感染症の予防及びまん延の防止等のため、衛生管理推進員を置くものとする。

（感染症の予防に関する事項）

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（個人情報の保護）

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での指定介護予防支援の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(暴力団排除)

第17条 事業所は、事業の実施にあたり、福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）に基づき、事業者として実施すべき事項について遵守する。

(ハラスメント対策)

第18条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(2) 職員におけるハラスメントの方針等の明確化及びその周知・啓発、普及するための研修を実施

(3) 前1号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

ハラスメントに関する法人担当者	かわにし苑 施設長 米澤 正倫
-----------------	-----------------

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、担当職員の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。また、介護保険等関連情報等を活用し、PDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録等に係る介護予防サービス計画に基づく指定介護予防支援が完結した日から5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会福祉法人 健愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。